

我孫子市（仮称）湖北消防署庁舎等新築本体工事に係る総合評価方式入札実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市が発注する（仮称）湖北消防署庁舎等新築本体工事に係る簡易型（施工上の具体的課題に対する施工計画の作成及び技術提案、施工実績等の技術的能力並びに入札価格を総合的に評価するものをいう。）の総合評価方式による入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2第1項及び第2項の規定により価格その他の条件が本市にとって最も有利な内容をもって申込みをした者を落札者とする方式により行う一般競争入札をいう。以下「総合評価方式入札」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 この要綱に基づき実施する総合評価方式入札の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、（仮称）湖北消防署庁舎、総合訓練施設及び自家給油施設（以下「庁舎等」という。）並びに庁舎等の附帯設備（電気設備工事を除く。）に係る建設工事とする。

（参加資格要件）

第3条 対象工事の総合評価方式入札に参加する者の資格要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 発注工種について我孫子市競争入札参加資格審査に関する規程（平成11年告示第2号）第3条第2項の入札参加資格者名簿に登録があること。
- (2) 特定建設工事共同企業体（本市が発注する特定の建設工事の施工を目的として結成され、当該工事が完了し、引渡しにより解散する共同企業体をいう。）を結成した者であること。
- (3) 令第167条の4第1項の規定による制限を受ける者でないこと及び同条第2項の規定により現に資格停止の処分を受けていないこと。
- (4) 第6条第2項に規定する公告の日から落札者決定の日までの間において、我孫子市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成15年訓令第

8号) 第2条第1項の規定による指名停止措置を受けていないこと及び我孫子市入札契約に係る暴力団対策措置要綱(平成27年告示第84号)第4条第1項に規定する措置要件該当者であると認められた者でないこと。

- (5) 対象工事に適正な技術者を配置できること。
- (6) 入札日前6月以内に手形又は小切手の不渡りがないこと及び手形交換所による取引停止処分を受けた者にあっては、当該処分の日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てに係る株式会社にあっては、同法第41条第1項の規定による更生手続開始の決定がなされていること。
- (8) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てに係る債務者にあっては、同法第33条第1項の規定による再生手続開始の決定がなされていること。
- (9) 役員等(参加者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者をいい、参加者が法人である場合には当該法人の役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- (10) 第6条第2項に規定する公告の日前1年以内に市発注の工事の成績について通知を受けた者にあっては、当該工事の成績に60点未満のものがないこと。
- (11) その他市長が必要があると認める事項
(落札者決定基準等)

第4条 この要綱に基づき実施する総合評価方式入札の落札者決定基準(令第167条の10の2第3項の規定により定めるものをいう。以下同じ。)は、評価基準、評価の方法その他の基準をその内容とする。

2 市長は、前項に規定する落札者決定基準を定めようとするときは、あらか

じめ我孫子市（仮称）湖北消防署庁舎等建設工事技術審査会（我孫子市（仮称）湖北消防署庁舎等建設工事技術審査会設置要綱（令和5年告示第157号）第1条の規定により設置されたものをいう。以下「技術審査会」という。）で審査し、2人以上の学識経験を有する者（他の工事の発注者の立場での実務経験を有している者等を含む。以下「学識経験者」という。）に意見を聴かなければならない。

- 3 市長は、前項に規定する学識経験者の意見の聴取において、併せて当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聞く必要があるかどうかについて意見を聞くものとし、改めて意見を聞く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようするときに、あらかじめ学識経験者の意見を聴かなければならない。

（評価基準）

第5条 前条第1項の評価基準は、次のとおり定めるものとする。

- (1) 評価項目は、工事の目的及び内容により必要となる技術的要件等に応じ設定するものとする。
- (2) 各評価項目に対する評価点配分は、その必要度又は重要度に応じて定めるものとする。
- (3) 評価項目の評価点は、評価項目ごとに求めるものとする。この場合において、小数点以下4位があるときは、これを切り捨て、小数点以下3位まで算出するものとする。
- (4) 加算点は、評価項目ごとの評価点の合計を換算した得点とする。

- 2 市長は、最低基準点を設定するものとする。

（入札公告）

第6条 対象工事に係る請負契約を締結しようとする場合における令第167条の6第1項の入札について必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 入札参加資格の審査の申請時に提出が必要な書類の内容及び提出期間
- (2) 評価資料の提出時に提出が必要な書類の内容及び提出期間
- (3) 入札書の提出時に提出が必要な書類の内容及び提出期間
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 令第167条の6第1項及び我孫子市財務規則（昭和62年規則第9号。以下「規則」という。）第125条第1項の規定による公告をしたときは、我孫子市ホームページにその内容を掲載する。

（入札参加資格審査の申請）

第7条 この要綱に基づき実施する総合評価方式入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、入札参加資格の審査のため、総合評価方式入札参加資格審査申請書兼誓約書（様式第1号。以下「申請書兼誓約書」という。）に次に掲げる書類を添付し、書留若しくは簡易書留又は電子入札システムの方法により市長に提出しなければならない。

- （1）建設業の許可証明書又は許可通知書の写し
- （2）最新の経営事項審査結果通知書の写し
- （3）配置予定技術者の資格者証の写し及び直接的かつ恒常的な雇用を証明できる書類の写し
- （4）特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書及び特定建設工事共同企業体協定書
- （5）入札参加資格に必要な工事実績を証明する書類（契約書等の写し又は工事実績情報システム（C O R I N S）の工事カルテの写し）

2 前項の規定により提出された申請書兼誓約書及び添付書類（以下「申請書等」という。）は、返却しない。

3 申請書等の作成及び提出に要する費用は、入札者の負担とする。

（入札参加資格の審査）

第8条 前条の規定による申請があったときは、発注主管課長が我孫子市建設工事等入札及び契約制度検討委員会（我孫子市建設工事等入札及び契約制度検討委員会設置要綱（平成5年訓令第15号）第1条の規定により設置されたものをいう。）の意見を聴いて審査を行い、その結果を我孫子市入札等審査会（我孫子市入札等審査会規程（昭和53年訓令甲第5号）第2条の規定により設置されたものをいう。）に報告するものとする。

2 市長は、前項に規定する入札参加資格の審査において、入札参加資格がないと認める入札者があった場合は、電子入札システムにより遅滞なく当該入札者に通知する。

3 前項の規定による通知を受けた入札者は、同項の通知を受けた日の翌日から起算して5日（我孫子市の休日に関する条例（平成元年条例第21号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。第10条第3項及び第18条において同じ。）以内に、市長に対し、入札参加資格がないとした理由について説明を求めることができる。

（評価資料の提出）

第9条 前条の規定による審査により入札参加資格を有すると認められた入札者は、評価基準に基づく評価のため、落札者決定基準に定める評価点の算定に必要な書類（以下「評価資料」という。）を、電子入札システムの方法により市長に提出しなければならない。

2 第7条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による評価資料の提出について準用する。

（評価点の決定等）

第10条 評価項目ごとの評価点は、評価資料に基づき発注主管課長が算出し、技術審査会の審査を経て決定する。ただし、第4条第3項の規定により落札者の決定に際し改めて学識経験者からの意見を聞くこととした場合は、当該評価項目の評価点、評価理由等について学識経験者からの意見聴取を経た上で決定することとする。

2 市長は、前項の規定により評価点を決定した結果、最低基準点を下回るとされた入札者があった場合は、遅滞なく評価点算定結果通知書（様式第2号）により当該入札者に通知する。

3 前項の規定による通知を受けた入札者は、同項の通知を受けた日の翌日から起算して5日以内に、市長に対し、最低基準点を下回るとされた理由について説明を求めることができる。

（入札の執行）

第11条 入札は、我孫子市電子入札実施要領（平成22年告示第85号）の規定による電子入札（以下「電子入札」という。）により行う。ただし、電子入札により難い場合は、我孫子市郵便入札実施要領（平成22年告示第86号）の規定による郵便入札（以下「郵便入札」という。）により行う。

2 発注主管課長は、提出された入札書を安全かつ適切な方法で管理しなけれ

ばならない。

- 3 入札書が到着したか否かの問合せには、一切応じない。
- 4 電子入札における入札書の開札は、契約主管課職員が契約主管課において行う。
- 5 郵便入札における入札書の開札は、契約主管課職員及び発注主管課職員が、指定する日時及び場所において公開で行う。

(評価の方法)

第12条 第4条第1項に規定する評価の方法は、標準点（100点）に評価基準に基づき算出した加算点を加えた技術評価点を当該入札者の入札価格で除した数値に予定価格の桁数から2を減じた値を指數とする10の累乗を乗じて得た数値（以下「総合評価値」という。）により行うこととする。この場合において、小数点以下5位があるときは、これを切り捨て、小数点以下4位まで算出するものとする。

(落札者の決定)

第13条 落札者の決定は、次の各号のいずれにも該当する入札者のうち、総合評価値の最も高いものを落札者とすることにより行う。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
 - (2) 低入札価格調査において、契約の相手方として不適当とされないと。
 - (3) 失格基準価格を設定した場合にあっては、当該失格基準価格を下回らないこと。
- 2 総合評価値の最も高い入札者が2以上あるときは、電子入札システムの電子くじにて落札者を決定する。ただし、入札を郵便入札により実施した場合は、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
 - 3 前項ただし書の場合において、当該入札者がくじ引に参加できないときは、入札事務に関係のない市職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(入札の無効)

第14条 次の各号（電子入札にあっては第6号及び第7号を除く。）のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 規則第130条各号に該当するもの
- (2) 申請書等を提出しない入札者によるもの又は申請書等に必要事項が記載されていない入札者によるもの
- (3) 評価資料を提出しない入札者によるもの又は評価資料に必要事項が記載されていない入札者によるもの
- (4) 入札の際に提出された工事内訳書の合計金額と入札書に記載した金額が一致しないもの
- (5) 入札の際に提出された工事内訳書又は入札書の記載事項に誤記又は記入漏れがあるもの
- (6) 入札書の入札金額の記載が訂正されているもの
- (7) 年間代理人が行う入札において市長が指定する日までに使用印鑑届兼委任状の写しが提出されないもの
- (8) 評価点の合計が最低基準点を下回るとされたことにより第10条第2項の評価点算定結果通知書を受けた者が行ったもの
- (9) 所定の入札保証金を納付していない者（納付を免除された者を除く。）が行ったもの
- (10) 落札者の決定の日までに市発注の工事成績について通知を受けた者で、当該工事の成績に60点未満の通知があったものが行ったもの

(申請書等及び評価資料の取扱い)

第15条 市長は、入札者が提出した申請書等及び評価資料を入札者の資格の審査及び評価項目の審査の目的以外の目的に利用してはならない。ただし、申請書等又は評価資料を提出した者が当該目的以外の利用について承諾したときは、この限りでない。

2 入札者から提出された申請書等及び評価資料は、公表しないものとする。
(提案事項の担保)

第16条 市長は、対象工事の落札者が行った技術提案について、当該技術提案が確実に履行できるようにするため、契約、施工管理、検査等の各段階において必要な措置を講ずるものとする。ただし、落札者の決定の際に採用されなかった技術提案については、この限りでない。

(入札結果の公表)

第17条 市長は、落札者を決定したときは、速やかに落札者、入札価格、評価点、総合評価値及び評価理由について公表しなければならない。

2 前項の規定による公表は、我孫子市ホームページに掲載する方法による。

(評価の説明)

第18条 入札者のうち落札者とならなかつたものは、前条の規定による公表を行つた日の翌日から起算して5日以内に、市長に対し、落札者として選定されなかつた理由について説明を求めることができる。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、(仮称)湖北消防署庁舎等新築本体工事に係る総合評価方式入札の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。